

## 社会福祉法人広島市社会福祉事業団物品、役務等の契約に係る入札等に関する情報の公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人広島市社会福祉事業団発注の物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務の契約に係る入札等に関する情報を公表するに当たり、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(公表対象とする契約)

第2条 この要領により公表の対象とする契約は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に付する契約
- (2) 当事業団経理規則施行基準第9条第1項第6号又は第7号の規定による随意契約

(公表の方法)

第3条 この要領により公表する入札等に関する情報の公表方法は、簿冊等による閲覧によるものとする。

(公表の内容等)

第4条 公表の内容及び期間は、別表1のとおりとする。

- 2 第2条各号に掲げる契約に係る入札の執行又は見積書の徴取の結果調書（入札調書、見積調書その他これらに類する調書をいう。）には、別表2により必要な事項を表示するものとする。

(閲覧の場所及び方法)

第5条 第3条の規定により簿冊等の閲覧を行う場所は、次のとおりとする。

- (1) 医薬品の単価契約  
広島市こども療育センター 管理課
- (2) 前号に掲げるものを除く契約  
社会福祉法人広島市社会福祉事業団 事務局

(委任規定)

第6条 この要領に定めるもののほか、入札等に関する情報の公表に当たり必要となる事項については、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年9月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

公表対象		公表事項	公表期間	公表方法
競争入札を行う前の公表	指名競争入札に付するもの	① 品名、件名又は業務名 ② 入札予定日時	指名業者に対して指名通知を行い、速やかに閲覧に供することのできる状態にした時から契約締結の日まで	原則として、指名競争入札に付する前の入札調書の写しを閲覧に供する。
競争入札等を行った後の公表（以下「結果公表」という。）	競争入札に付したのもの（当事業団経理規則施行基準第 9 条第 1 項第 6 号又は第 7 号の規定による随意契約（以下「不落随契」という。）を締結した場合を含む。）	① 品名、件名又は業務名 ② 入札業者名及び入札金額 ③ 落札業者名及び落札金額（不落随契の場合は、決定業者名及び決定金額） ④ 入札日時	契約締結後、速やかに閲覧に供することのできる状態にした時から契約期間の末日まで。 ただし、再度公告入札又は再度通知入札（以下「再度公告入札等」という。）を行う場合における初度の競争入札に係る結果公表については、当該初度の競争入札を行った日の翌日から再度公告入札等を行う日までとする。	原則として、入札執行を担当した施設等の長が押印する前の入札調書の写しを閲覧に供する。

別表 2 (第 4 条関係)

区 分	記載事項	記載位置
(1) 契約の相手方が決定した場合 (次号、第 3 号、第 8 号及び第 9 号の場合を除く。)	決定	決定金額の右横 又は上
(2) くじにより落札者を決定した場合	決定くじ	決定金額の右横 又は上
(3) 競争入札に付したものの落札者がなかったため、当該競争入札の執行を打ち切り、当事業団経理規則施行基準第 9 条第 6 号の規定に基づき、随意契約により契約の相手方を決定した場合	不落随契 (見積金額も記入すること。)	随意契約の相手方 の見積金額の上
(4) 契約の相手方が決定しなかった場合	打ち切り	最低価格の入札金額 の右横又は上
(5) 入札又は見積りが無効の場合	無効	入札金額又は見積金額 の記載欄
(6) 入札又は見積りを辞退する旨を表明した場合 (辞退届を提出した場合を含む。)	辞退	入札金額又は見積金額 の記載欄
(7) 入札又は見積りを辞退する旨を表明することなく、当該入札又は見積りを行わなかった場合	不参加	入札金額又は見積金額 の記載欄
(8) 低入札価格調査の結果に基づき、契約の相手方を決定した場合 (次号の場合を除く。)	決定低入	決定金額の右横 又は上
(9) 同価格のため、くじ引きにより低入札価格調査を行う順番を決定し、低入札価格調査の結果に基づき、契約の相手方を決定した場合	決定低入くじ	決定金額の右横 又は上
(10) 低入札価格調査の結果に基づき、契約の相手方としなかった場合	不落低入	当該金額の右横 又は上
(11) 落札者を決定するまでの間に、入札参加資格を喪失した場合 (一般競争入札参加資格確認申請書又は入札参加資格の確認に必要な書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合を含む。)	資格喪失	入札金額又は見積金額 の記載欄

備考 1 低入札価格調査の結果、落札者としなかった者がある場合には、その理由を入札調書に記載し、又は当該理由を記載した書面を添付するものとする。

2 入札の執行又は見積書の徴取を所管する施設等の長は、第 1 号から第 4 号まで、第 8 号及び第 9 号に該当する場合は、その入札調書又は見積調書の上記表による記載事項の右横に押印するものとする。